



清代外モンゴルにおける牧地紛争の研究—中部二盟の境界画定の経緯からみた盟旗制度—

朝魯孟格日勒

(Degree)

博士（学術）

(Date of Degree)

2015-03-25

(Date of Publication)

2017-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6358号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006358>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



(別紙様式3)

論文要旨

氏名 朝魯孟格日勒

専攻 文化相関

指導教員氏名 萩原守

論文題目 (外国語の場合は必ず日本語訳を併記すること)

清代外モンゴルにおける牧地紛争の研究

—中部二盟の境界画定の経緯からみた盟旗制度—

論文要旨

本研究は、清朝支配下(1691-1911年)の外モンゴル(概ね現在のモンゴル国に相当)における牧地紛争とその発生・処理過程を実証的に検討し、盟旗制度の一環として実施された盟・旗の境界画定や遊牧民の遊牧状況等を明らかにすることによって、清朝の外モンゴル統治とモンゴル遊牧社会のあり方を探ろうとするものである。その際、研究手段として、モンゴル国立中央文書館所蔵のモンゴル文と満洲文の公文書や地図、モンゴル国立中央図書館所蔵の公文書や地図等の一次史料を利用する。

本研究は、序章と終章を除いて、5つの章より構成される。その概略を下記に示す。

第一章では、従来の先行研究に依拠しつつ、紀元前の匈奴帝国や13世紀のモンゴル帝国から清朝に至るまでの遊牧社会における牧地変遷のあらすじを整理し、モンゴル高原における牧地が古来の集団ごとの縄張りのような、明確な境界線のない牧地から、農業社会における農地の線引きのような、盟や旗の境界線のある牧地へと変わり、遊牧状況もそれに伴って18世紀から大きな変貌に直面しつつあったことを示した。また、外藩モンゴルに対する清朝の統治策たる盟旗制度や身分制度を詳細に解説し、清代外モンゴルの政治行政機構・社会構造を概観した。

第二章から本論に入った。本章では、清朝の中期や末期に発生していた牧地紛争に関する代表的な3件の事例を取り上げ、紛争の具体的な発生形態やそれに対する処罰の状況を考察することで、当時の牧地紛争の現実のありさまを解明した。最初に、清代外モンゴル地域における牧地紛争は、主に「外部の遊牧民が牧地へ侵入する→地元の遊牧民が侵入の担保として家畜を捕える→侵入者が牧地から離れる→地元の遊牧民が捕えた家畜を返却する」という形態と、「当事者たちの意に反して設置された境界のオボー(石積み)を片方が破壊する」といった形態の2つのパターンで発生していたことがわかった。前者は清代の外モンゴル地域で頻発していた牧地紛争の典型的な発生形態であり、モンゴル高原の遊牧社会において古くから伝わってきた遊牧民特有の慣習であった可能性がある。後者は道光23(1843)年頃に理藩院によって布告された規定に伴って生じた一種の新しい発生形態であったと考えられる。従って、侵入の担保としての家畜略奪という従来の発生形態に、オボーの破壊という新たな形態も加わり、牧地紛争の発生形態にも歴史的な変化が生じたと言える。次に、この2種類の発生形態に対する行政側からの刑罰としての裁定は、先例、あるいは『フンゲン・ツァーズニ・ビチグ(軽い法典)』と呼ばれる何らかの法規にある、

概ね相当しそうな軽めの刑罰規定に準じて行われており、モンゴル遊牧民の慣例等に従った処理がしばしば実施されていたことがわかった。

第三章では、清代外モンゴルの牧地変動期である乾隆41(1776)年頃に盟レベルで生じたトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との牧地紛争の事例を、主に紛争処理の側面から丹念に分析し、両盟・旗の境界画定の経緯を解明した。その結果、盟間の牧地紛争の処理過程が明らかとなり、清朝の制定した乾隆45年の規定、「將軍・參贊大臣・盟長・副將軍辦事事務章程」が、外モンゴルの牧地紛争処理の面で実際に施行されていたことが確認できた。また、上級官庁の官員による強制的な処理よりも、両旗自身による状況に応じた牧地調整の方がより効果的であったことと、当事者である旗長やその部下の官員らは自ら管轄する旗の牧地に対する強い発言力を有していたことがわかった。

続いて、牧地紛争と盟旗の境界画定との相関関係に関して言うと、本章の対象地域である両盟・旗の牧地境界は、乾隆46(1781)年に清朝皇帝の命令でウリヤスタイ將軍バトが設置した2基のオボーによって初めて画定され、その後の牧地紛争の処理過程でのより明確な画定やオボーの増設等によって一層完備されてゆき、道光27(1847)年に最終的に決定されて、清末やボグド・ハーン政権期までその境界が維持されていた。ここから、従来の研究で強調されてきた乾隆46年のウリヤスタイ將軍バトによる盟界画定作業とは、初期段階における牧地境界の大まかな画定に過ぎなかったことがわかる。つまり、清朝の盟や旗の境界画定政策は、各地域で発生した盟旗間の牧地紛争が各々終息していく過程で、長期間をかけて徐々に外モンゴルへ浸透・定着していったと言える。また、牧地紛争処理のための両盟・旗の境界画定事業に実に長い年月がかかっていることから、盟や旗の境界線を明確に画定してしまうという清朝の政策そのものが、広大な草原を臨機応変に移動する必要のある外モンゴルの王公や遊牧民にとって容易に受け入れられるものではなく、そもそもモンゴルの伝統的な遊牧生活に適合しない政策であったと考えられる。即ち、本牧地紛争から、盟旗制度の持つ限界、遊牧という生産形態との本質的な矛盾がわかる。

第四章では、第三章での検討を受け継いで、1つの盟内の旗レベルの牧地紛争に着目した。即ち、清代の道光26(1846)年から同治5(1866)年にかけて発生した外モンゴルトシェート・ハン部のトシェート・ハン旗と左翼後旗との牧地紛争を事例として、その紛争処理の側面から詳細に検討し、両旗の境界画定の経緯を検証した。その結果、まず紛争処理は、旗レベルの審議→盟レベルの審議→駐防官の庫倫辦事大臣レベルの審議といったパターンで協議されたことが明らかになった。この牧地紛争処理の全過程から判断して、清朝の対モンゴル統治策である盟旗制度は、行政面においてある程度以上有効に機能しており、その役割を十分に果たしていたと考えられる。

次いで、嘉慶10(1805)年にトシェート・ハン部諸旗の境界が画定されたことが従来の研究によって指摘されているが、本章の事例で言うと、牧地決定に関する旗長の権限によって名目上画定された牧地境界に関する諸旗の地図が、この年理藩院に上呈されたに過ぎず、実際の境界となるオボーは設置されていなかった。従って、嘉慶10年のトシェート・ハン部諸旗の境界画定は完全に施行されたとは言えない。また、理藩院だけでなく、盟長や旗長も牧地調整に関するかなり強い権限を有していたとすることができる。更に、本牧地紛争は、嘉慶10年におけるトシェート・ハン部諸旗の境界画定作業で大まかに定められた牧地境界が少し変更され、徐々にオボーが建てられて、明確に画定されることによって最終的に終息した。第三章で論及した盟界画定と同様に、盟内における諸旗の境界画定も当時外モンゴルで勃発していた旗同士の牧地紛争の最終処理を経て長い年月をかけて少しずつオボーが設置され、明確に画定されていったことが確認できた。これも、第三章で論述した、盟旗間の牧地紛争が終息していく過程で、清朝の盟や旗の境界画定政策が徐々に外モンゴルへ浸透、定着していったという見解の裏づけとなろう。

論文審査の結果の要旨

第五章では、第三章、第四章で取り上げた盟や旗同士の牧地紛争とは異なった、境界線のない自然発生的な牧地紛争に焦点をあてた。即ち、咸豊5（1855）年から光緒7（1881）年にかけて清代外モンゴルのトシェート・ハン部中右末旗で実際に発生した旗内の一般平民とイフシャビ（外モンゴル最高の活仏たるジェブツンダンバ・ホトクトの隷属民）との牧地紛争の事例を手がかりに、紛争の処理過程を詳細に検討し、イフシャビが本当に盟や旗の枠内に制約されず、自由に遊牧できていたのかという問題、つまりその遊牧状況の実態を検証した。

その結果、牧地紛争の処理は、終始一貫して庫倫辦事大臣の指示下で実施されており、庫倫辦事大臣は、旗の平民とイフシャビとの遊牧に関する新しい規定を定める等、決定的な権力を有して、その役割を果たしていたことが確認できた。また、イフシャビの遊牧状況に関しては、旗の平民と同様にイフシャビも、同治4（1865）年頃から旗の牧地冊子に正式に登録され、その放牧地は基本的に特定の旗の枠内に制限されていた。即ち、イフシャビは、「ハルハ4盟のどこで遊牧してもかまわない」と言われてきた当初の自由な遊牧権を清朝支配下で徐々に喪失していったことがわかった。牧地問題において、イフシャビも結局清朝の対モンゴル統治策たる盟旗制度の枠内に組み込まれていったと言えよう。本章では、イフシャビが常にハルハ4盟諸旗の牧地で自由に遊牧してきたという従来の通説の持つ大きな誤解を指摘・訂正した。

以上各章から得られた知見を踏まえると、本研究の意義は、(1) 通説として述べられてきた「牧地面定による完全なる分割支配」という清朝の統治は、外モンゴル地域では清末の50年あまりのことに過ぎず、完全に施行された期間は意外に短かった、(2) 牧地紛争等の諸問題を調整・解決できるほどまでに完備された清朝の盟旗制度という行政機構が、チベット、回部等の同じ藩部地域の中で、唯一外モンゴルのみが独立できたということの1つの要因となった可能性が高い、(3) 清朝支配下におけるモンゴル人は、古くから続いてきた広範囲にわたる自由な移動遊牧が次第に制限され、伝統的な遊牧という生業形態やモンゴルの遊牧社会そのものも大きな影響を受けた、等々の結論を実証した点にあらう。

氏 名	朝魯孟格日勒（チョウルモングルル）		
論文題目	清代外モンゴルにおける牧地紛争の研究 ---中部二盟の境界画定の経緯からみた盟旗制度---		
判 定	合 格 不 合 格		
審 査 委 員	区 分	職 名	氏 名
	委員長	教授	長 志珠絵
	委 員	教授	萩原 守
	委 員	教授	窪田幸子
	委 員	准教授	谷川真一
	委 員		印
要 旨			
本研究は、清朝支配下にあった18・19世紀に外モンゴル地域の遊牧民の間で発生した大規模な牧地紛争の実態について詳細に解明した意欲的研究である。 本研究の有する最大の特徴は、清代に新たに設置された盟や旗と呼ばれる遊牧民の行政機関で作成されて現在モンゴル国立中央古文書館と同国立図書館に所蔵されている大量の公文書史料や古地図を縦横に駆使し、数十年という長期間に及ぶ大規模な諸紛争の実態を発生から最終解決にいたるまで研究史上初めて克明に解明したことである。また、紛争の発生形態から解明された家畜や牧地へのこだわりは、古代以来モンゴル高原で繰り返されてきた遊牧という生業形態の特徴を過去にない詳細さで描き出している。さらに、紛争処理の過程に見える盟と旗の行政機能は、外モンゴルがその後1911年に独立宣言を発して近代国家を形成していく上での成功要因の解明につながる意義を有している。 研究手法に関しては、多言語を駆使する手堅さが目につく。まず、古文書史料は基本的にモンゴル語と満洲語、法制史料はそれに加えて漢文でも書かれているため、史料読解だけでも3言語を駆使している。先行研究も、日本語やモンゴル語だけでなくドイツ語、英語、中国語と多言語の研究を全て読破しており			

語学面だけに限ってもその研究水準の高さが充分にうかがえる。

本研究は、序章と終章を除いて、計5章からなる。第一章では古代の匈奴以来モンゴル高原で繰り広げられてきた牧地争いの例を示した上で、それらの牧地を少しずつ行政区分していこうとする清朝の政策を概説する。第二章から本論に入り、まず紛争の発生形態に関して、境界線が画定されていない18世紀頃までは「侵入者の家畜を地元遊牧民が担保として取り上げ、侵入者が出ていった後返却する」という形態をいくつも例示する。次いで、境界線が画定されていく19世紀からは、境界線を示す石積み（オボー）を紛争当事者の片方が一方的に壊すという発生形態もそれに加わることを実証する。第三章では1776-1847年に盟と盟との間で起こった大規模な紛争とその最終解決過程とを提示して、境界線画定がいかに困難な作業であったかを実証する。第四章では1846-1866年にトシェート・ハン部内の旗と旗の間で起こった大規模な紛争とその最終解決過程を解明して、18世紀半ばに画定されたと先行研究で言われてきた盟旗の境界線が実際には19世紀半ばまで未画定であったことや処理過程において盟旗の果たした大きな行政上の役割を確認した。第五章ではイフシャビと呼ばれる高僧の隷属民と一般遊牧民との間で起こっていた「境界線の無い自然発生的な牧地紛争」を検証し、イフシャビも通説とは逆に19世紀前半頃には特定の旗の地域内で遊牧せざるを得なくなっていたという実態を解明した。

本研究は清代外モンゴルの遊牧民社会において発生した種々の牧地紛争について、具体的な発生形態や長期間にわたる紛争処理の実態を詳細に研究、解明したものであり、遊牧形態の細かい変化等、未解明の問題もなお一部存在するものの、モンゴルの遊牧民社会と清朝政府による行政統治機構との関わりについて重要な知見を得たものとして価値ある集積であると認める。

よって、学位申請者の朝魯孟格日勒（チョウルモングルル）は、博士（学術）の学位を得る資格があると認める。（論文チェックソフトによる確認済）

なお、執筆者の業績は以下の通りである。

研究口頭発表4回（2012年「東北大学・モンゴル科学アカデミー・内蒙古師範大学共催国際シンポジウム」、2013年「日本アルタイ学会」、2014年a「東北大学・モンゴル科学アカデミー・内蒙古師範大学・ロシア科学アカデミー共催国際シンポジウム」、2014年b「神戸大学・モンゴル国立大学学術交流協定締結記念国際シンポジウム」）

論文4点（これ以外に投稿中の論文1点：ここでは省略）

朝魯孟格日勒2014a・2015a「清代外モンゴルのトシェート・ハン部内における牧地紛争処理---嘉慶10（1805）年から同治5（1866）年におけるトシェート・ハン旗と左翼後旗との境界画定の経緯（上）・（下）」『日本モンゴル学会紀要』44, pp.19-37.同45掲載決定済、（下）のページ番号は未定（審査付全国学会誌）

朝魯孟格日勒2014b「清代外モンゴルにおける牧地紛争の発生形態---中部二盟の諸事例を中心に---」『内陸アジア史研究』29, pp.85-110（審査付全国学会誌）

朝魯孟格日勒2014c “Tüsiyetü qan, sayin noyan ayımay-un qoyorondoki nutuy belğiger-ün maryuyan: Čing ulus-un tngri-yin tedkügsen-ü dumda üy-e-eče törü gereltü-yin üy-e-yin jisiy-e-ber” 東北大学東北アジア研究センター『清朝とモンゴル人』、pp.143-155（査読無し。モンゴル文）

朝魯孟格日勒2015b「清代外モンゴルにおけるトシェート・ハン部、サイン・ノヤン部間の牧地紛争処理---乾隆41（1776）年から道光27（1847）年にかけての境界画定の経緯---」『東北アジア研究』19に掲載決定済、ページ番号未定（東北大学の審査付学術誌）